

具体的な施策の展開(案)前編

施策の方向

1

地域における子育て支援

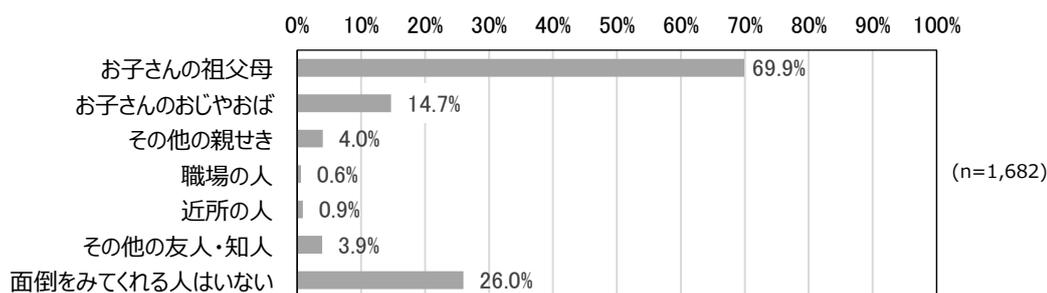
1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 家庭における子育て支援

－現状と課題－

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。
- 本市では、市内に居住する子どもの育児について援助を受けたい人で行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しており、保育園、幼稚園等の開始前、終了後の子どもの預かり、子どもが軽い病気の場合等に臨時的・突発的な子どもの預かり、保育園、幼稚園等への送迎を行う等の子育て支援活動を行っています。
- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、孤立化を防止するため、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)」を市内13か所に開設するとともに、子育てサロンの指導員が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施しているほか、乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援事業を各児童館において実施しています。
- 乳幼児健康診査(乳幼児健診)等により把握した、子育てに特に支援が必要と認められる家庭にヘルパー等を派遣する「子育て世帯訪問支援事業」、子育て経験者のボランティアが家庭訪問し、子育てに関する様々な悩みや相談に対応する「子育て支援隊」のほか、子育てアドバイザーや保健師等が生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が日頃から、子どもの面倒をみてもらえる相手としてあげているのは、「お子さんの祖父母」が69.9%と回答した割合が高く、続いて「お子さんのおじやおば」が14.7%、「面倒をみてくれる人はいない」と回答した人が26.0%となっています。

[日頃、子どもの面倒をみてくれる人：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、育児不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えているなか、就学前児童保護者の約4分の1が親や親せき、知人に子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい状況になっていると推測されます。
- ㊦ また、保育園や幼稚園等の一時預かりの利用状況を見ると、就学前児童保護者の約2割がいずれかの事業を利用している状況となっており、事業を利用していない保護者の意向を合わせた利用目的では、買い物、冠婚葬祭、学校行事などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

[一時預かり等の利用状況（複数回答）]

区分	保育園等の一時預かり※	幼稚園等の一時預かり※	ファミリー・サポート・センター	その他	利用している事業はない
就学前児童保護者 (n=1,682)	2.7%	10.9%	2.8%	1.5%	80.0%
小学生保護者 (n=1,459)	-	-	2.5%	1.4%	95.3%

※ 保育園等の一時預かり：一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かるサービス

※ 幼稚園等の一時預かり：在園児を対象として、教育時間終了前後や休業日等に一時的に預かるサービス

[一時預かり等の利用目的（複数回答）]

区分	買い物、きょうだいや親の習い事、リフレッシュ等	冠婚葬祭、学校行事、きょうだいや親の通院等	不定期の就労	その他	利用する必要はない
就学前児童保護者 (n=1,682)	45.7%	42.4%	17.1%	3.0%	30.9%
小学生保護者 (n=1,459)	18.2%	20.8%	8.2%	2.9%	65.3%

※ 設問：事業を利用している、利用していないにかかわらず、どのような目的で利用したいか。

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化を防いでいくためには、地域において子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

- 今後、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や子育てサロンの指導者が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施するほか、一時的に子どもの預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や子育てに関する学習を行う「お父さんのための子育て講座」など、各種取組みを継続して実施します。
- 今後、子育て支援に係る環境の変化やニーズの複雑化に対応し、地域の子育て力の向上や子育て支援の推進を市民協働により図るため、「子育てアドバイザー」の養成について検討を進めるとともに、相談体制の強化および地域での見守りといった視点での取組みに努めます。

【個別事業】資料2-2 pp.1-2 (1) 家庭における子育て支援①～⑮参照

(2) 施設における子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、令和6年度において、23か所の保育所・幼稚園・認定こども園で、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かる「一時預かり事業」を実施するとともに、59か所の幼稚園・認定こども園で在園児を対象とした教育時間終了前後や休業日等の預かり保育を実施しています。
- 保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において子どもを預かる「トワイライトステイ事業」を市内1か所の乳児院、2か所の児童養護施設および1か所の認可外保育園[※]で実施しています。（※ 認可外保育園ではトワイライトステイ事業のみ実施）
「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」については、児童養護施設等の空床を利用して実施されており、施設の状況によっては利用できないことが課題となっています。
- 生後6か月から小学6年生までの子どもが病気の際に、保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を、市立函館病院内の施設1か所で実施しています。

- また、保育所等[※]に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無等にかかわらず時間単位で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施し、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を子どもに提供するほか、孤立した育児の中で不安や悩みを抱える保護者の負担感の軽減等を図っています。
- 保護者が、昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では、令和6年度で70か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しているほか、南茅部地区において「小規模多機能・放課後児童支援事業」を実施しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると、平成29年度は、施設数が56か所、入所児童数が2,145人で、入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が19.9%でしたが、令和6年度には、施設数が70か所、入所児童数が2,909人で、入所率32.8%と、小学校児童数は減少しているにもかかわらず、入所児童数は増加傾向にあり、これに伴い、施設数も増加しています。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移（各年度4月1日現在）]

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施箇所数 (箇所)	56	59	59	60	64	68	69	70
入所児童数 (人)	2,145	2,265	2,359	2,452	2,488	2,648	2,718	2,909
入所率 (%)	19.9	21.3	22.8	23.9	25.1	27.4	30.0	32.8
《参考》 小学校児童数 (5月1日現在)(人)	10,781	10,657	10,347	10,263	9,931	9,680	9,381	8,879

※ 実施箇所数および入所児童数には、民設民営の施設を含む

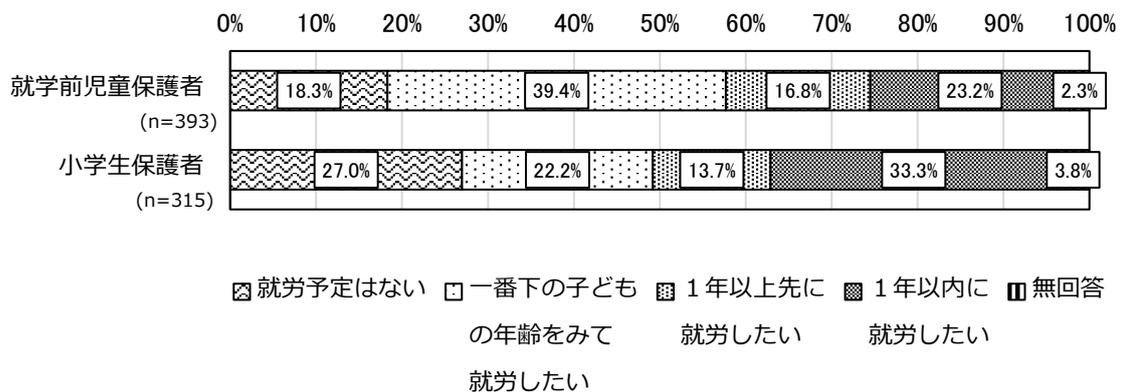
※ 小学校児童数には、国立、義務教育学校および私立小学校の児童を含む

資料：函館市子ども未来部調べ、「学校基本調査」

- 就学前児童の保護者（母親）のうち、現在働いていない、または、いままで働いたことはない人への就労希望調査においても、「就労したい」が全体で79.4%、「子育てや家事等に専念したい(就労予定はない)」が18.3%という状況となっています。

※ 保育所等：認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設

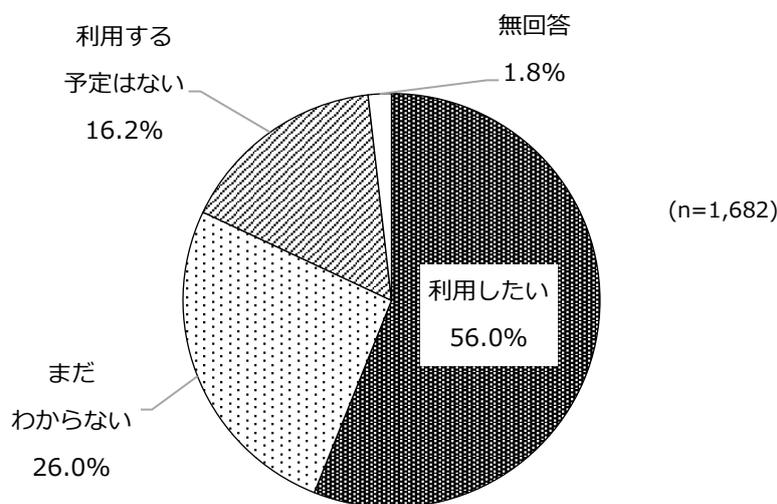
[現在就労していない方の就労希望：母親]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ニーズ調査によると、就学前児童の保護者への放課後児童クラブ（学童保育所）利用の調査では、「利用したい」が56.0%と、約半数を占めており、今後も利用率は上昇することが見込まれます。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の利用：就学前児童保護者]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、今後も拡大することが見込まれることから、子育て家庭が安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実が必要です。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、子ども同士が地域で遊び、育ち、学び合う機会が少なくなっていることから、放課後に、小学校児童が年齢の異なる子どもたちと遊び、遊びを通じて異年齢児交流が図られるような取組みが必要です。

－施策の方向－

- 今後、多様化するニーズに的確に対応するため、保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどに、保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」など各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。
- 「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」については、新たな地域資源の活用も含め、今後の確保方策について検討を進めます。
- 今後、「こども誰でも通園制度」は、法律に基づく新たな給付制度となることから、適切な提供体制を確保し、安定的な運用となるよう努めます。
- 放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の向上と量の確保に努めます。
- 図書館やはこだてみらい館、はこだてキッズプラザ、青少年研修センターなどの施設で開催される各種イベントを通じ、子どもたちの創造力や社会性を育む学びや体験の機会を提供していきます。

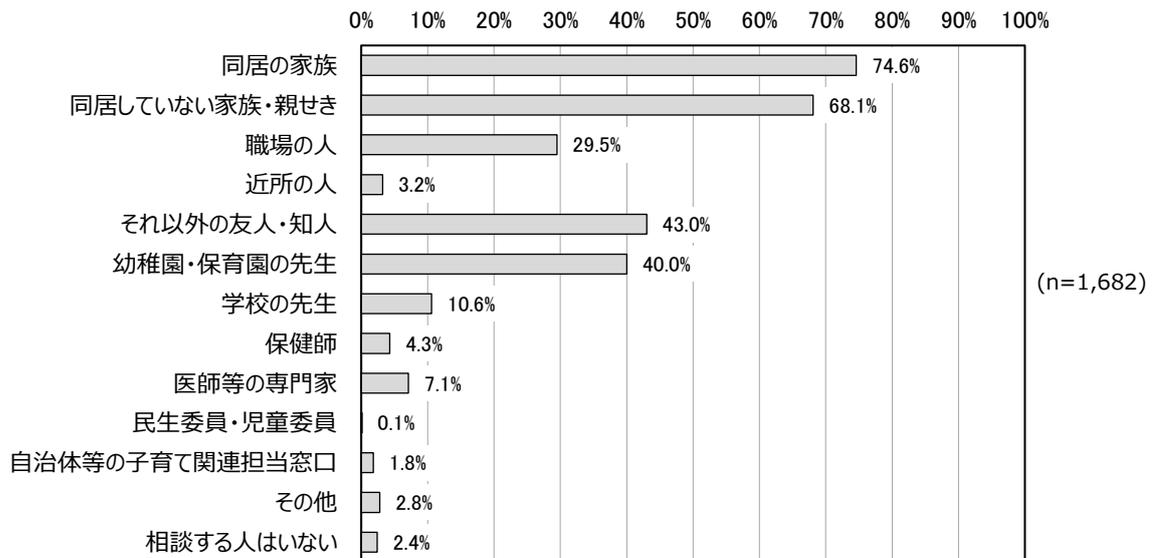
【個別事業】資料 2－2 pp. 2-3 （2）施設における子育て支援①～⑭参照

(3) 子育て相談、情報提供体制の充実

－現状と課題－

- 本市では、市内13か所に「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を開設しているほか、児童館等を24施設設置しており、子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで、子育てについての相談、助言、情報の提供などを行っています。
- 妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しており、「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任保健師・助産師がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置するとともに、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しています。
- 幼稚園では「未就園児施設開放・相談事業」、認定こども園では「子育て支援事業」、保育所では「地域の子育て家庭に対する支援事業」として、園庭開放や育児講座、相談事業等を行っています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、「同居の家族」「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多く、次いで「幼稚園・保育園の先生」「職場の人」という状況となっていますが、中には「相談する人はいない」と回答した保護者もいます。

[子どもについての悩みを相談する相手：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 様々な相談機関等の有効活用を図るため、既存事業の効果的なPRに努めるとともに、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などの機会を確保することが必要です。

— 施策の方向 —

- 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、子育てに関する適切な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」、「児童館における子育て支援事業」および「子育て支援コンシェルジュ事業」等を継続していきます。
- 妊娠・出産、子育て等に関する相談に対応した「マザーズ・サポート・ステーション」やひとり親支援に関する相談に対応した「ひとり親家庭サポート・ステーション」の周知に努めるとともに、支援が必要な家庭への訪問などによる相談についても積極的に進めていきます。
- 「地域子育て相談機関」の設置については、今後提示予定。

【個別事業】資料2-2 pp.3-4

(3) 子育て相談、情報提供体制の充実①～⑯参照

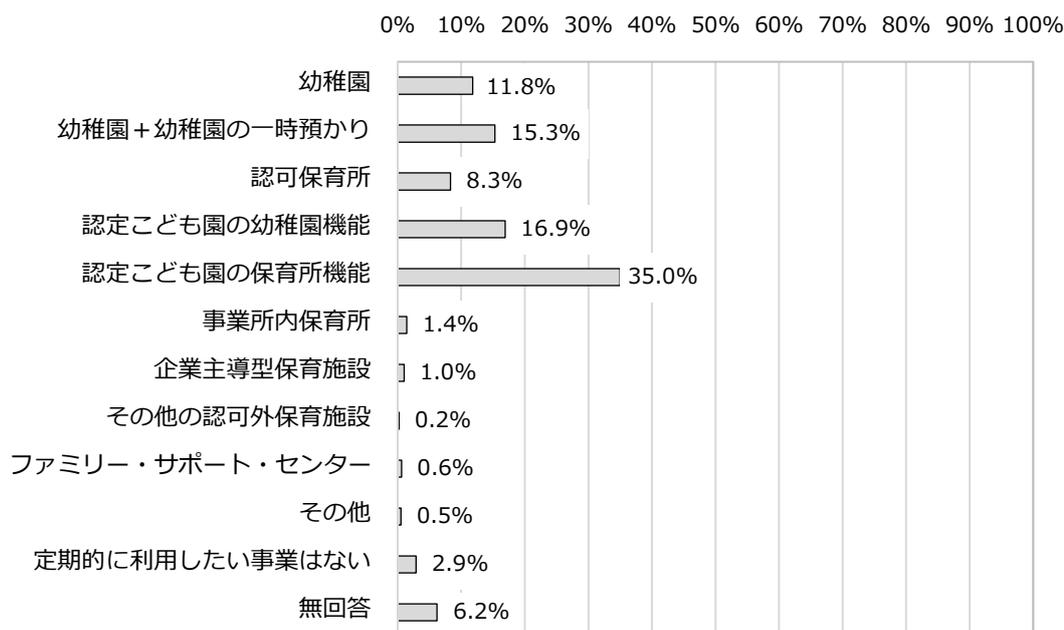
2 保育サービスの充実

(1) 多様な保育ニーズへの対応

－現状と課題－

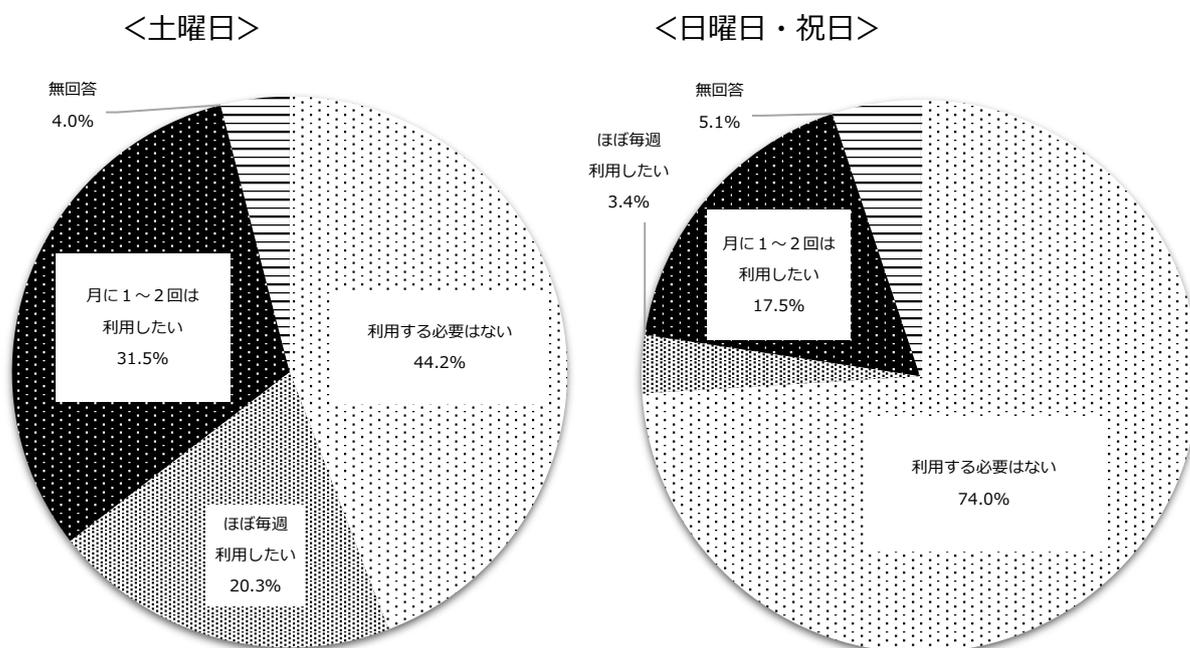
- 本市の保育所・認定こども園は、令和6年4月1日現在、公立が1園、民間が58園の計59園で、保育を利用する子どもの定員総数は4,264人となっており、それに対する入所児童数は、3,213人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設もあります。
- 各保育所・認定こども園では、児童福祉施設の設備および運営に関する基準や、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、必要な職員配置や設備整備のもとで適正な保育が行われています。
- 令和6年度において、市内2か所の認定こども園で休日保育を実施しています。保育所等における「延長保育事業」については、28カ所の施設で実施しているほか、延長保育を独自事業として実施している施設があります。また「一時預かり事業」を60か所で実施しています。
- 就学前児童の保護者に対する保育ニーズの調査結果によると、認定こども園の保育所機能や幼稚園機能、幼稚園およびその一時預かりに係るニーズが、他に比べて高く、土曜日と日曜日・祝日の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合せると、土曜日が51.8%、日曜日・祝日が20.9%となっています。

[今後の利用希望：0歳～5歳の保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

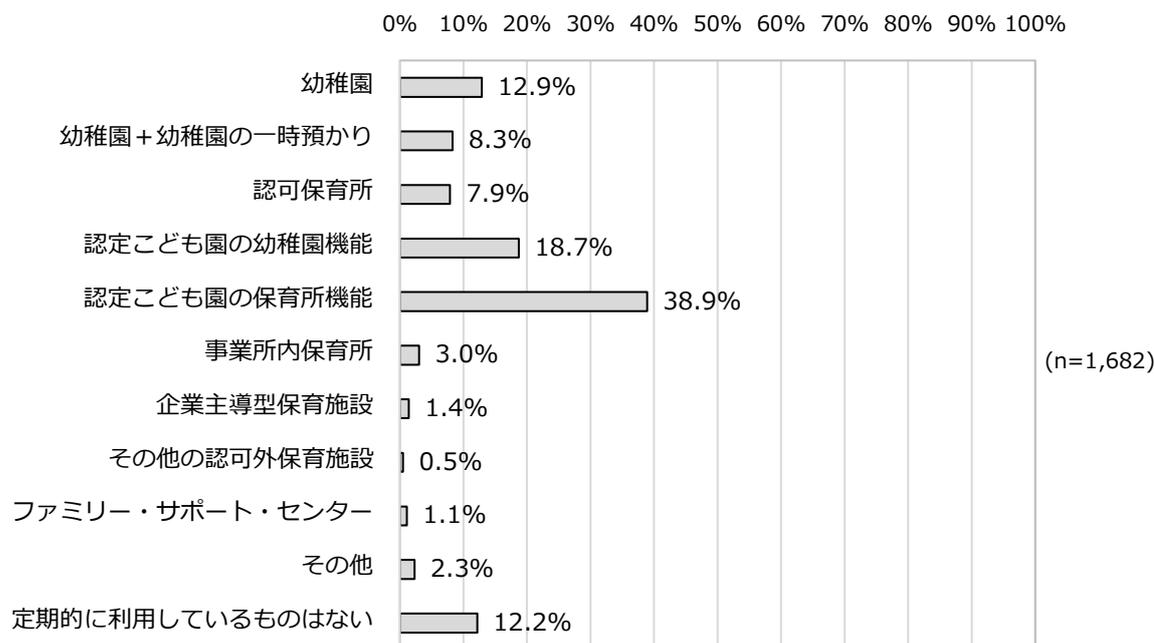
[土、日・祝日の定期的な利用希望：就学前児童保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 就学前児童の保護者が、現在、定期的に利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が38.9%、次に「認定こども園の幼稚園機能」が18.7%、「幼稚園」が12.9%の順となっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、利用者の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

－施策の方向－

- 女性の就業が進み、保育所・認定こども園の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所・認定こども園における入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所・認定こども園の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後においても、老朽化した施設の整備を進めるとともに、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、保育所や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら、休日保育の実施のほか、「延長保育事業」や「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」を継続します。
- 夜間・休日の保育ニーズや短時間勤務社員の利用にも対応できる企業主導型保育施設の設置にあたり、公募団体や事業者と連携を図りながら、地域の実情に応じた運営がなされるよう働きかけていきます。
- 多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、保育所が有する専門的な機能を活用した地域との交流活動の促進を図ります。

[保育所等の入所状況の推移（各年度4月1日現在）]

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
認定こども園 (幼保連携型)	施設数	23か所	28か所	28か所	29か所	29か所	
	入所 児童数	2・3号	1,199人	1,565人	1,591人	1,574人	1,532人
		1号	1,144人	1,125人	1,077人	1,065人	1,010人
	定員	2,927人	3,352人	3,392人	3,477人	3,422人	
	定員充足率	80.0%	80.3%	78.7%	75.9%	74.3%	
認定こども園 (幼稚園型)	施設数	7か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
	入所 児童数	2・3号	170人	140人	133人	123人	144人
		1号	614人	531人	461人	424人	383人
	定員	913人	793人	793人	798人	798人	
	定員充足率	85.9%	84.6%	74.9%	68.5%	66.0%	
認定こども園 (保育所型)	施設数	19か所	19か所	20か所	20か所	19か所	
	入所 児童数	2・3号	1,216人	1,144人	1,145人	1,096人	1,009人
		1号	182人	191人	179人	176人	179人
	定員	1,616人	1,546人	1,593人	1,553人	1,496人	
	定員充足率	86.5%	86.4%	83.1%	81.9%	79.4%	
認可保育所	施設数	11か所	7か所	5か所	5か所	5か所	
	入所児童数	836人	420人	265人	268人	238人	
	定員	900人	460人	330人	310人	310人	
	定員充足率	92.9%	91.3%	80.3%	86.5%	76.8%	
幼稚園	施設数	6か所	6か所	6か所	5か所	5か所	
	入所児童数	468人	406人	378人	278人	251人	
	定員	760人	760人	710人	545人	530人	
	定員充足率	61.6%	53.4%	53.2%	51.0%	47.4%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所	
	入所児童数	97人	98人	87人	99人	122人	
	定員	179人	194人	215人	180人	240人	
	定員充足率	54.2%	50.5%	40.5%	55.0%	50.8%	
事業所内保育施設	施設数	17か所	15か所	14か所	14か所	12か所	
	入所児童数	208人	355人	283人	255人	215人	

※ 入所児童数は市外からの広域入所を含む。ただし、1号認定および幼稚園は除く。

資料：「子ども未来部の概要」

【個別事業】資料2-2 pp.4-5 (1) 多様な保育ニーズへの対応①～⑪参照

(2) 保育サービスの質の向上

－現状と課題－

- 保育所・認定こども園については、養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康および安全の確保、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、施設において、体系的な研修計画に基づき、施設内研修の実施や、職位・職務内容に応じた専門性の向上を図るための各種研修会への参加など、職員の資質の向上に努めています。
- 各施設における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた施設を選択できるよう、市の窓口には各施設の保育内容等の情報を備えており、さらにホームページ等でも周知に努めています。
また、令和5年度から函館市公式LINEによるスマートフォンの位置情報を活用した保育園検索が可能となっています。
- 保育参観や公開保育など「開かれた保育」に向けた取組みによる課題や実践知の共有、各施設における保育士等および施設の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

－施策の方向－

- 今後においても、より一層利用者の視点に立った「保育サービスの情報提供」に努めるほか、「保育の質の向上」のため、保育士研修の充実を図るとともに、保育現場における自己評価等が効果的に実施されるよう取り組むことで、保育所等での養護と教育の充実を図ります。
- 国の定める職員数を超えた職員を配置し、特色ある教育・保育の実践を行う施設に対する「特定教育・保育施設質向上事業」や、保育に係る周辺業務や園外活動の見守り等を行う保育支援者を配置し、保育士が保育に専念できる職場環境づくりを行う施設に対する「保育体制強化事業」の実施を継続していきます。

【個別事業】資料2-2 pp.5 (2) 保育サービスの質の向上①～⑥参照

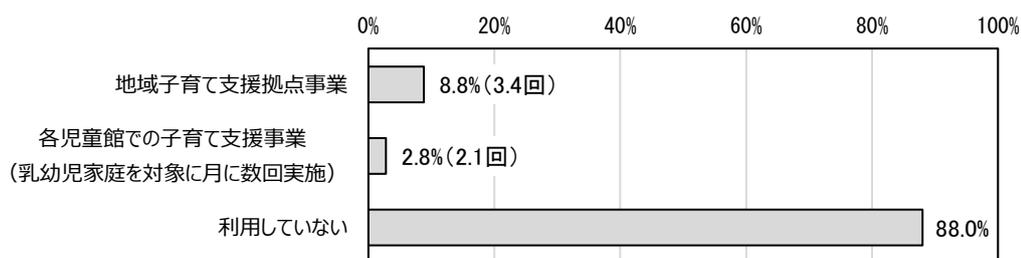
3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進

－現状と課題－

- 本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により、いろいろな遊びや情報交換等を通して、子育て家庭の親子等の交流を図ってきています。
- 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）では、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。
- 親子等のふれあいや交流促進のため、市内の子育てサロン合同の取組みによるイベント開催のほか、町会等で「まめっこサロン」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の地域子育て支援事業等の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」が8.8%、「各児童館での子育て支援事業」が2.8%となっており、また、月平均の利用回数については、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」3.4回、「各児童館での子育て支援事業」2.1回となっています。子育てサロン等については、定期的に利用されている実態にあることから、引き続き、地域に密着した事業展開を図るとともに、利用促進に向けた効果的なPRが必要です。

〔地域子育て支援事業等の利用状況：就学前児童保護者（n=1,682）（複数回答）〕



※（ ）内は、月平均利用回数

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくため、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。
- きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、ネットワークのより一層の強化が重要であることから、構成団体が互いに支え合い、連携して活動する必要があります。

－施策の方向－

- 子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりとともに、効果的なPRにも努めます。

【個別事業】資料2-2 p.5

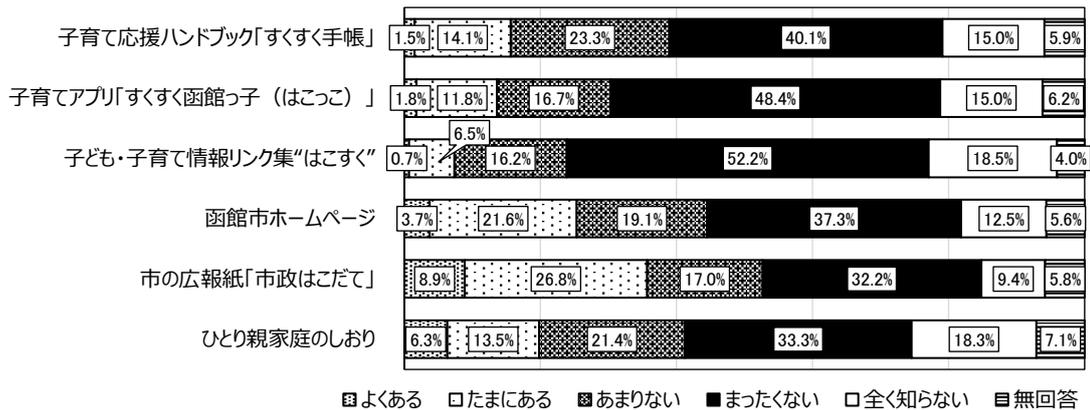
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進①～⑥参照

(2) 子育て支援情報の提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど、市のホームページに子ども・子育て情報リンク集「はこすく」を掲載しているとともに、子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」でも配信しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が、子どもに関する事業やサービスなどの情報を得るための手段としてあげているのは、「よくある」「たまにある」を合わせた割合が高いものから、「市政はこだて」35.7%、「函館市ホームページ」25.3%、「ひとり親家庭のしおり」19.8%の順となっており、「全く知らない」と回答した人も一定割合いることから、各媒体の周知を図ることが必要です。

[子どもに関する事業等の情報を得るための手段：就学前児童保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

※ 子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」は令和5年度の発行をもって廃止

※ 「ひとり親家庭のしおり」の回答者数は126人

- また、本市の情報に限らず、広く子どもに関する事業やサービスなどの情報を入手する方法としては、「インターネット検索（58.1%）」や「SNS（LINEやX（旧Twitter）など）（50.9%）」と回答した割合が高いことから、各媒体を効果的に活用することが必要です。

－施策の方向－

- 各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットやスマートフォンのアプリでの情報発信のほか、SNS、学校を通じたお便りの配布など、様々な媒体を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。
- 転入者への発信や里帰り出産時における情報提供など、よりきめ細かく各々のニーズに合わせた情報提供に努めます。

《個別事業》資料2-2 p.6 (2) 子育て支援情報の提供の充実①～④参照

(3) 地域における子育て意識の啓発推進

－現状と課題－

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、子育て家庭が社会から孤立し、誰にも相談できない状況から児童虐待やヤングケアラーが表面化しづらく、社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子育て世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その世帯の状況に応じた支援活動を行っています。

- 全市立学校（小学校・中学校・高等学校）において保護者・地域住民・教職員がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組みを進めています。
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、また、子育てへの関心や理解を高め、子育て家庭を支え、さらには、地域ぐるみで見守るためにも、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要です。
- 意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がいのある人等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することも必要です。

－施策の方向－

- 子育て家庭へのインターネットやスマートフォンアプリ等による情報発信はもとより、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業を進めるにあたっては、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民、民間事業者等の協力により、世代間交流や地域交流も深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めます。

【個別事業】資料 2－2 p.6

（3）地域における子育て意識の啓発推進①～⑧参照

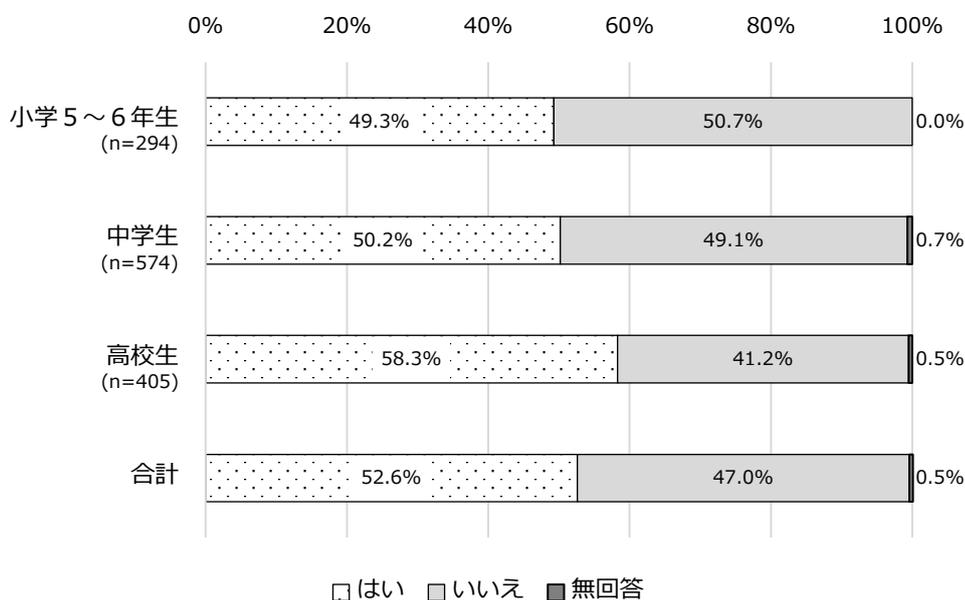
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進

－現状と課題－

- 近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもが地域コミュニティのなかでたくさんの大人と関わりながら健やかに育つことが難しい状況になってきています。全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。
- 本市では、18歳未満すべての子どもを対象に、遊びを通じた健全育成の拠点および子育て支援の場として、令和6年度では、「児童館」を23か所、「母と子の家」を1か所、設置しています。
少子化の進行に伴い、利用者数の減少が見込まれますが、今後は福祉的課題を抱える子育て家庭への支援など様々な役割を担うことが期待されています。また、多くの施設で老朽化が進んでいるほか、小学校の再編等を踏まえた配置を検討する必要があります。
- 子どもの健全育成の場として、「青少年研修センター」の設置や図書館における「絵本の読み聞かせ」、「公民館」での各種講座、文化活動、社会教育活動を行うグループ・サークルの学習や活動の場所として、特別教室等を開放する「学校開放事業」、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室」を開催しているほか、民間施設や地域住民などによる「フリースクール」や「子ども食堂」、「第三の居場所」といった居場所も設置されています。
- また、「子どもの居場所づくり推進事業」として、学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、町会館等で子どもの学習支援等を行っています。
- 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童など、養育環境に関して課題のある家庭の子どもを包括的に支援していく必要があります。

- ㊦ ニーズ調査結果によると、家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所について、「ほしい（はい）」と回答した人は全体で52.6%となっています。

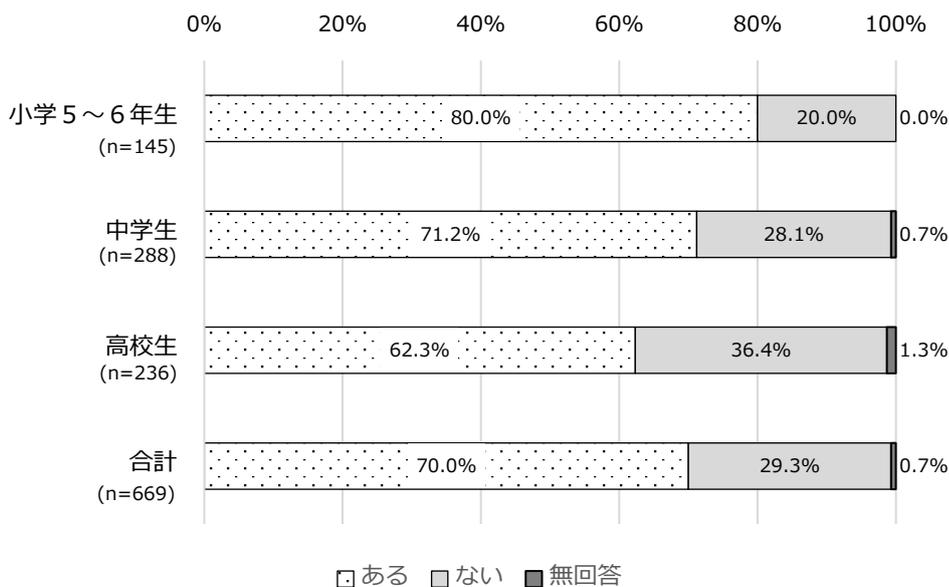
[家や学校以外の居場所のニーズ]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ㊦ また、居場所が「ほしい（はい）」と回答した人のうち、「ここに居たい」と感じる居場所があるかについて、全体で「ある」と回答した人が70.0%、「ない」と回答した人は29.3%となっています。また、年齢層が上がるほど「居場所がない」と回答する割合が高くなる傾向があります。

[家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所の有無]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、函館市子ども条例に基づき、子どもたち自身が子どもに関係する施策やまちづくりに関すること等について話し合い、意見発表することで社会参加することを目的として、「函館市子ども会議」を毎年開催しており、令和5年度は、市立函館高等学校の1年生が「高校生が居場所に求めるもの」をテーマに北海道教育大学函館校の教員・大学生のサポートを受けながら意見をまとめて市に報告しました。
- 会議では、高校生が普段からよく利用するGスクエアや亀田交流プラザ、中央図書館といった居場所の良い点、悪い点について、グループワークを行い、意見を出し合ったうえで、「どんな条件が整った居場所が欲しいか」についてリストアップし、市に対して意見表明を行いました。その結果、「高校生が居場所に求めるもの」として、「施設の選択肢が増える」「治安の良さ」「雰囲気の良い」「学生が遊べる場所」「勉強する人と話す人で居場所を分けてほしい」「無料Wi-Fi（ネット環境）」「できるだけお金がかからない」「アクセスのしやすさ」などの意見が出されました。

－施策の方向－

- 児童館については、令和6年8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、利用する子どもの意見を児童館運営に取り入れる仕組みづくりなどに取り組むほか、施設の老朽化への対応などを進めます。
- 児童館や放課後児童クラブ（学童保育所）など多様な子どもの居場所づくりの確保に引き続き努めるとともに、その場を居場所と感ずるかどうかは子ども本人が決めるものであるという前提に立ち、今後も子どもの声を聴きながら居場所づくりなどの各種事業を進めていきます。
- 児童育成支援拠点事業については、今後提示予定。

【個別事業】資料2－2 pp.6-8

(1) 子どもの居場所づくりの整備推進①～②参照

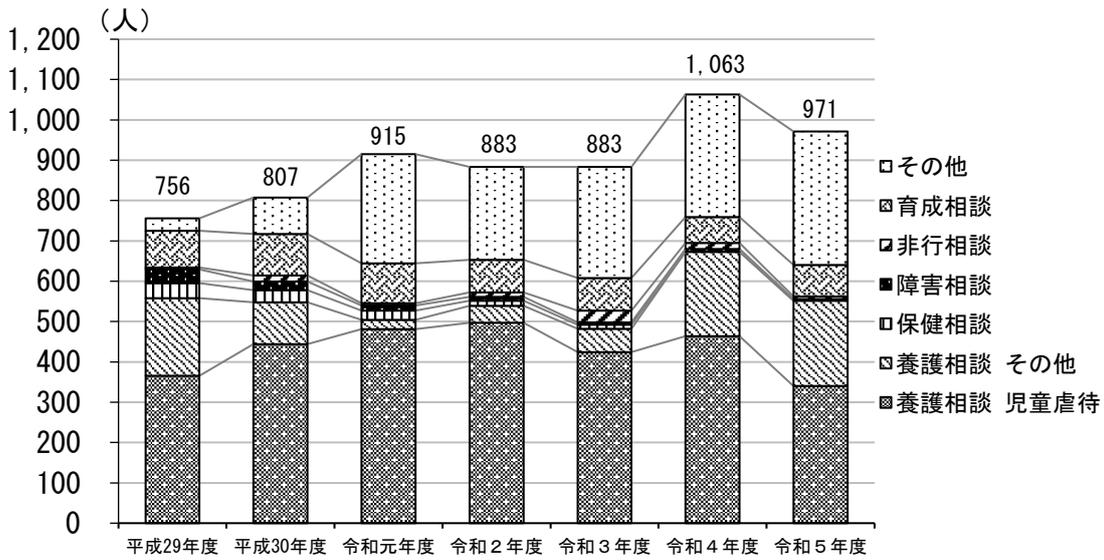
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

－現状と課題－

- 市の青少年補導センターでは、子どもの健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへの声かけなどの注意・指導を行う「街頭補導活動」を行っています。また、子どもを取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い・陳列方法や、子どもの携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。
- 市内に在住する、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童・生徒を対象に、「サポートベース函館」（北海道教育センター）において一人ひとりの状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高めているほか、フリースクール等情報交換会の開催により、フリースクールなどとの連携を推進しています。
- 「いじめ不登校等対策推進事業」として、児童・生徒のいじめの問題や不登校等に関する児童生徒や保護者の不安を解消するため、函館市教育委員会と北海道教育センターに電話相談窓口「はこだて子どもほっとライン」を設置し、児童生徒や保護者の教育上の悩みなどについて相談を実施しています。
- 函館市こころの相談員（2名）を配置し、学校からの要請に応じて学校を巡回し、児童・生徒やその保護者に対するカウンセリング等を行うほか、いじめや不登校の未然防止および早期対応に努めています。

さらに、いじめ撲滅のための啓発用リーフレットの作成・配布等を行っています。
- 北海道教育委員会においては、学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校が弁護士（スクールロイヤー）からの助言を受けることが可能な「スクールロイヤー制度」を導入しています。
- 「函館市子ども家庭センター」では、専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラーや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを設置しています。

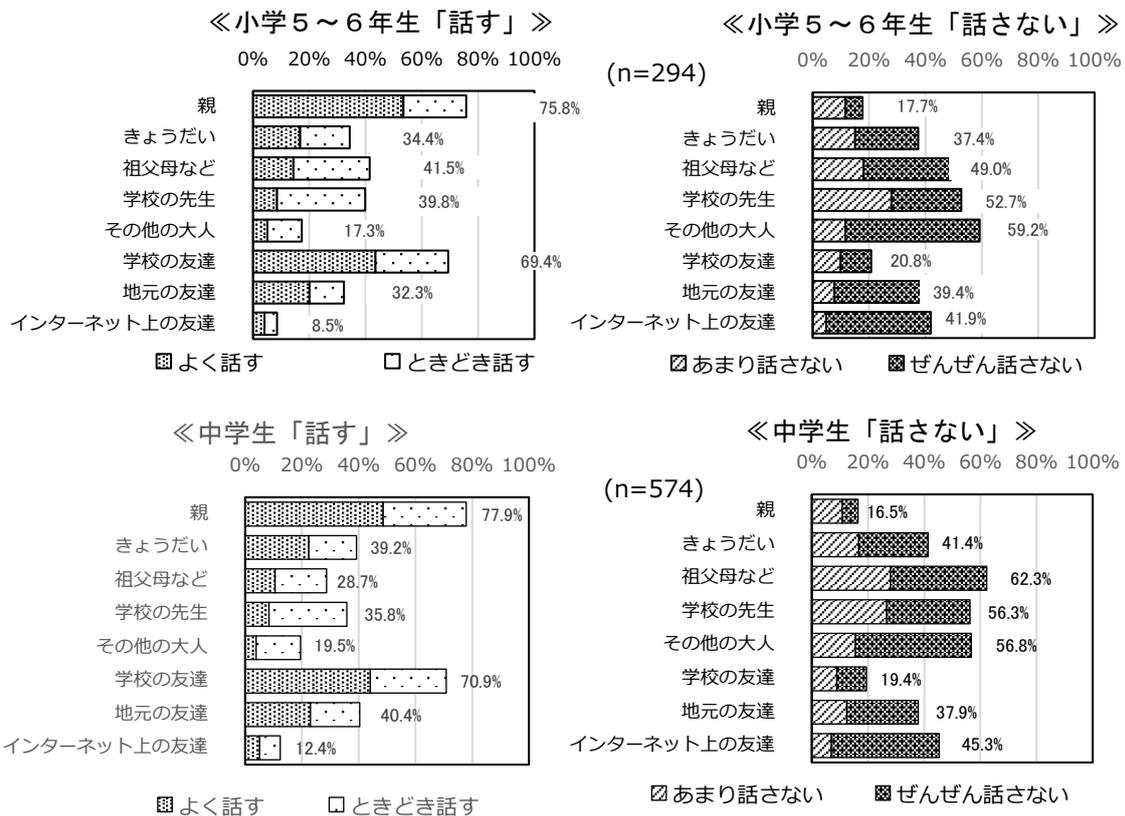
[子どもなんでも相談110番実施状況]



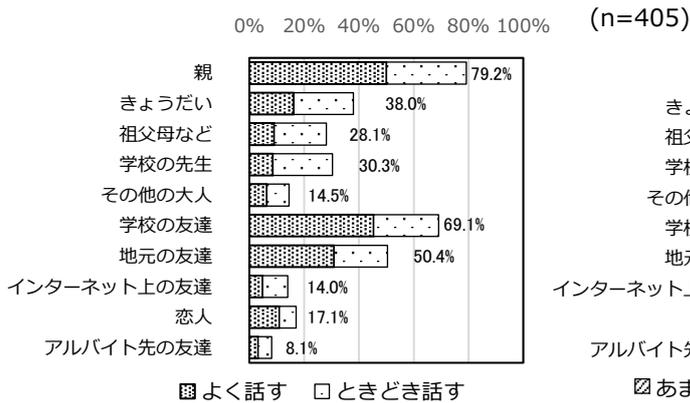
資料：子ども未来部調製

- ニーズ調査結果によると、小学5年生～高校生が「困っていることや悩みごと」「楽しいことや悲しいこと」を誰にどれくらい話すかについて聞いたところ、「よく話す」の割合が高いものは、「親」や「学校の友人」であった一方で、「親」や「学校の友人」に「ぜんぜん話さない」と回答した子どもがいることがわかります。

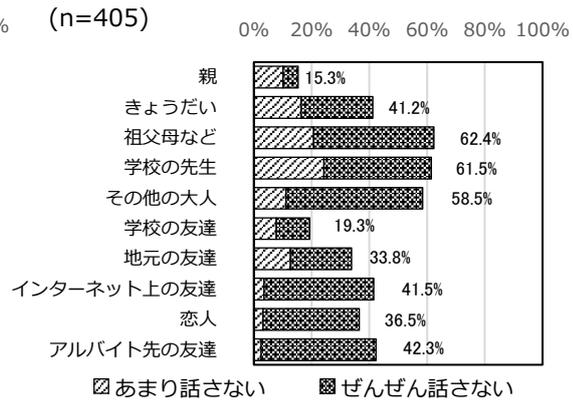
[困りごとや悩みの話し相手]



《高校生「話す」》



《高校生「話さない」》



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 困りごとや悩みの話し相手として、いずれの相手に対しても「ぜんぜん話さない」または「あまり話さない」と回答した子どもは、小学5～6年生で3.7%、中学生で4.0%、高校生で2.2%いたことから、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭と学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援が必要です。
- 喫煙や飲酒、不健全性行為等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりやいじめ、不登校等への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処することが必要です。
- 自分専用のスマートフォン等を所有している子どもが多いことから、平成30年度に小・中学生の主体的な議論により、その利用方法をまとめた「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を作成するとともに、情報モラル教育のより一層の充実を図るよう周知・啓発を行っています。

－施策の方向－

- 各種事業の充実を図るとともに、家庭や学校、地域による連携も含めた子どもの見守りを強化することにより、非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

【個別事業】資料2-2 p.8

(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進①～⑦参照

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

－現状と課題－

- 本市では、妊産婦・子育て世帯・子どもに係る相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しています。「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置し、妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか、必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し、継続的に支援する体制を取っています。
- 現在、妊娠届出をマザーズ・サポート・ステーションで行う割合は約9割となり、妊婦との面談の実施率は100%近くを維持しています。
- 多胎や若年妊婦、妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し、個別に保健指導等を行い、支援につなげています。
- 産後2週間および1か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や、出産後に妊娠届出を行った産婦、未熟児・先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により早期に把握し、保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。
- また、出産後1年以内の産婦および乳児で、産後ケアを必要とする方を対象に、助産師等が、産後の心身のケアや子育て等についての指導を行う宿泊型・通所型・訪問型による産後ケア事業を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 乳幼児の健康診査（健診）として、生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しており、受診率の維持・向上に向け、周知に努めています。特に、養育支援が必要な状況を早期に把握するため、未受診児に対しては、文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。
- 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

- 「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。一定の接種率は保たれていますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもことから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と合わせ、「経済的支援」として、妊娠届出時や出生届出時を通じて給付金を支給する「出産・子育て応援給付金給付事業」を令和5年2月から実施しています。
- むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

－施策の方向－

- 母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに、継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。
- 特にハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションにおける面接や医療機関との連携等により妊娠初期から状況を把握し、早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。
- 妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組めます。
- 定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、周知・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

【個別事業】資料2-2 pp.9-11

(1) 健康診査, 保健相談・指導の充実①～⑰参照

(2) 母子保健の情報提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその配偶者、家族を対象にプレパパ・プレママ教室（両親学級）を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。
- 少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、育児に関する情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。

－施策の方向－

- 父親の育児への参加を促すとともに、周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し、育児を支える環境づくりが整えられるよう、プレパパ・プレママ教室の継続と内容の充実に努めていきます。
- 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン向け子育てアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」やフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供に努めていきます。

【個別事業】資料 2 - 2 p.11 (2) 母子保健の情報提供の充実①～⑧参照

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進

－現状と課題－

- 本市では、市内の児童・生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学生については、「函館・性と薬物を考える会」への委託により、各学校に医師や助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得や適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。
- 女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みであるプレコンセプションケアに関する体制整備が求められています。

－施策の方向－

- 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療、保健、福祉、教育関係者等を対象に、講演会を継続して開催します。
- 子どもたちに対しては、生命の尊さを実感させるとともに性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、さらには身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を継続して行います。
- 学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期・青年期の心と体の健康づくりを支援する思春期保健連絡会を継続して行います。

【個別事業】資料2－2 pp.11-12

(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進①～⑧参照

(2) 喫煙，飲酒，薬物に関する教育の推進

－現状と課題－

- 未成年者の喫煙・飲酒は，成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに，成人後の喫煙，飲酒の習慣に結びつきやすく，特に，喫煙は，違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため，喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから，小学生を中心に講座を開催しています。

－施策の方向－

- 喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め，子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに，薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

【個別事業】資料2-2 p.12

(2) 喫煙，飲酒，薬物に関する教育の推進①～④参照

(3) 心のケアと相談体制の充実

－現状と課題－

- 本市における平成30年からの5年間の自殺者の状況は，総数が減少傾向となっているなか，子ども・若者の自殺者は毎年一定数発生しています。

[自殺者数の推移]

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者総数	54	49	42	37	40
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	1	3	1	1	1
うち20～24歳	2	4	1	0	2
うち25～29歳	1	1	2	3	2
計	4	8	4	4	5

資料：市立函館保健所

- 子どもの自殺死亡者根絶のため，幅広い関係者が児童・生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか，児童・生徒の心のケアのため，学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め，子どもや保護者が安心して相談できるよう，相談体制の充実が必要です。
- 次代を担う子ども・若者たちには，心の健康の保持・増進や良好な人格形成，生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援，さらには命の大切さを実感させる取組みが必要です。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう，自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

- 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策の取組みを推進しています。

－施策の方向－

- 学校の教育活動を通じて、児童・生徒が自分の命はもとより、他の人の命の尊さに気づくことができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、研修の実施などを通して、心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い子ども・若者に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組みます。

【個別事業】資料2-2 p.12 (3) 心のケアと相談体制の充実①～⑦参照

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

－現状と課題－

- 「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育み、いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり、本市では、保育所等や学校における食育の推進のほか、離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。
- 望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取組みを実践することが必要です。
- ニーズ調査によると、朝食を毎日食べる子どもの割合は、小学生で88.1%、中学生で79.6%、高校生で75.3%となっています。

[子どもの朝食のとり方：小学生保護者、中学生保護者、高校生保護者]

区 分	毎日食べる	週5～6回 食べる	週3～4回 食べる	週1～2回 食べる	ほとんど 食べない	無回答
小学生保護者 (n=1,459)	88.1%	4.2%	2.5%	1.9%	2.1%	1.0%
中学生保護者 (n=925)	79.6%	7.2%	4.9%	2.4%	5.8%	0.1%
高校生保護者 (n=579)	75.3%	6.9%	4.7%	2.9%	10.0%	0.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、 「食欲がないから」となっており、基本的な生活リズムが実践できていないことが、その要因と思われます。

[小・中学生の朝ごはんを食べない理由（複数回答）]

区 分	小学5年生 (n=244)	中学2年生 (n=366)
食欲がないから	48.4%	52.5%
時間がないから	50.0%	54.4%
いつもたべないから	5.7%	10.7%
太りたくないから	9.4%	4.4%
その他	9.4%	11.5%

資料：函館市栄養教育研究会「令和4年度食生活に関する調査報告書」

- 食育はあらゆる世代に必要ですが、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む上で重要です。子どものうちに健全な食生活を確立するため、家庭と保育園・幼稚園等、学校等が連携し、食育の推進を図る必要があります。また、20歳代、30歳代の若い世代は、他の世代と比べて、「食に関する興味・関心が低い」、「朝食欠食の割合が高い」、「栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ない」等の状況があります。20歳代、30歳代を中心とする世代は、これから親になる世代や子育て世代でもあり、次世代を担う子どもたちのためにも、健康や栄養に関する興味・関心や知識を高め、健全な食生活を実践することができるよう食育の推進を図る必要があります。

－施策の方向－

- 市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「第3次函館市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進します。

【個別事業】資料2－2 pp.12-13

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実①～④参照

4 周産期・小児医療等の充実

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

－現状と課題－

- 道南圏域では、本市に小児救急を行う医師、医療機関が集中しています。
- 小児救急医療に関しては、初期から三次までの体制が整備されており、新生児、未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。
- 近年、二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが指摘されており、小児科勤務医の負担が増加していることから、救急医療体制を含めた小児医療体制の確保が課題となっています。
- 子どもの疾病は、短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。そのため、新生児、未熟児医療、小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか、休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

－施策の方向－

- 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

【個別事業】資料2-2 p.13 (1) 周産期・小児医療の確保・充実①～④参照

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

－現状と課題－

- 本市では、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施しています。
- 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るため、自立支援員を配置し、相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

－施策の方向－

- 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および関係機関との連携調整などを進めます。

【個別事業】資料 2－2 p.13 (2) 小児慢性特定疾病対策の推進①～③参照

(3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実

－現状と課題－

- 令和4年4月から有効性・安全性が確認された不妊治療が保険適用されましたが、本市では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に係る費用や交通費の一部を助成しています。また、不育症の疑いがある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。
- 令和4年度から、不妊や不育症に悩む方々に対し、保健師による一般相談や、産婦人科医による専門相談を行う不妊相談窓口を開設しています。

－施策の方向－

- 晩婚化の影響により、今後も不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから、不妊治療等助成事業や不育症治療費助成事業を継続していきます。

【個別事業】資料 2－2 p.13

(3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実①～③参照